

<p>公安委員会 説明資料No. 1</p>	<p>「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令及び遺失物法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について</p>	<p>令和元年8月22日 長官官房</p>
----------------------------	---	---------------------------

1 趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）により、成年被後見人等を資格や営業許可等の対象から排除する趣旨の規定（以下「絶対的欠格条項」という。）を削除し、心身の故障等の状況を個別的・実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」）を新設。

整備法の施行に向けて、整備法に関連する政令、内閣府令及び国家公安委員会規則の改正等を行うに当たり、意見の募集を実施するもの。

2 政令案等の概要

(1) 整備法に関連する政令等の改正

ア 政令等における個別審査規定の整備

政令及び国家公安委員会規則で定められている絶対的欠格条項を削除し、個別審査規定を新設（遺失物法施行令ほか7の国家公安委員会規則）。

イ 個別審査規定で下位法令に委任された要件の具体的内容の整備

整備法によって新設された各法律の個別審査規定において内閣府令又は国家公安委員会規則で定めることとされている「心身の故障により業務を適正に行うことができない者」として、「精神機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を規定（質屋営業法施行規則ほか6の内閣府令及び国家公安委員会規則）。

ウ 営業の許可等の申請書等の添付書類の改正

営業の許可等の申請書等の添付書類について、成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書を削除し、個別審査規定に該当しない者であることを誓約する書面等を追加（運転代行業法施行令ほか9の内閣府令及び国家公安委員会規則）。

(2) その他の改正

営業認定等の申請に際し、国民の負担軽減を図るため、戸籍謄本又は抄本を求めないこととし、住民票の写しを添付（運転代行業法施行令及び確認事務の委託の手続等に関する規則）。

3 期間

令和元年8月26日（月）から9月24日（火）までの間

公安委員会	行政機関個人情報保護法に関する	令和元年8月22日
説明資料No. 2	審査請求事案の裁決について	長官官房

公安委員会	「警備業法施行規則の一部を改正	令和元年8月22日
説明資料No. 3	する内閣府令案」等について	生活安全局

1 趣旨

「人口減少時代における警備業務の在り方に関する報告書」の内容や業界からの意見等を踏まえ、「警備業法施行規則」（昭和58年総理府令第1号）等を改正するもの。

2 概要

(1) 警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案

各営業所及び警備業務の現場における警備員への指導教育体制の充実及び警備員の質の向上が図られたことで、より短時間の教育で教育目的を達成することができる状況にあることなどを踏まえ、警備員教育における教育時間数及び教育頻度を見直すほか、警備員教育において実施可能な講義の方法に、電気通信回線を使用して行うものを追加するもの。

(2) 警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則案

特定の種別の警備業務については、当該業務に係る検定合格警備員を場所や区域ごとに一人又は一人以上配置する必要があるところ、ICT等の技術の進展を踏まえ、空港保安警備業務及び雑踏警備業務を行う場所又は区域の範囲を特定するに当たっては、ICT等の技術の利用の状況を勘案するものとするほか、登録講習機関が行う講習会の受講者数の制限を撤廃するもの。

3 意見公募手続の実施結果

令和元年6月10日（月）から同年7月9日（火）まで意見公募手続を実施した結果、28件の意見が寄せられた。

また、内閣府令案につき、警備員教育における教育頻度を教育期（半年）ごとから1年ごとに見直すことに伴い、従前半年を指していた「教育期」の語を「年度」に改める必要性が意見公募手続開始後に確認されたことから、用語の整理を行うこととし、これに併せて、所要の経過規定を置くこととした。

4 施行期日

公布の日

公安委員会 説明資料No. 4	「猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について	令和元年8月22日 生活安全局
<p>1 趣旨</p> <p>猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号。以下「内閣府令」という。）を改正するに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。</p> <p>2 期間</p> <p>令和元年8月26日（月）から令和元年9月24日（火）までの30日間</p> <p>3 改正案の概要</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）により、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）が改正され、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定される指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等が内閣府令で定める数量以下の猟銃用火薬類等を譲り受けるときに都道府県公安委員会の許可が不要とされたことから、当該数量を定めるもの。</p> <p>4 施行期日</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の火薬類取締法改正関係に係る規定の施行の日（令和元年12月7日）</p>		

公安委員会 説明資料No. 5	自然環境保全法施行令の一部を 改正する政令案について	令和元年8月22日 生活安全局
<p>1 改正の経緯</p> <p>自然環境保全法の一部を改正する法律（平成31年法律第20号）の施行に伴い、外国船舶に係る担保金等の提供による積放等に関し、取締官の範囲、担保金等の提供手続等を定めるもの。</p> <p>2 改正案の概要</p> <ul style="list-style-type: none">○ 取締官の範囲 取締官として、警察官及び海上保安官を定める。○ 担保金の額の基準 違反の種類、程度、回数等を考慮して定めなければならない旨を定める。○ 担保金等の提供手続 告知日の翌日から起算して10日以内に、違反者等から、本邦通貨で提供されなければならないこと等を定める。○ 主務大臣 内閣総理大臣、国土交通大臣 <p>3 施行</p> <p>自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日（令和2年4月1日）</p>		

1 総額	3,629億円(元年度 3,425億円)
(1) 一般会計	3,617億円(元年度 3,421億円)
うち優先課題推進枠	311億円
うち交付税特会繰入	544億円(元年度 568億円)
(2) 東日本大震災復興特別会計	12億円(元年度 4億円)

※ 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に要する経費について事項要求。

2 重点項目に係る要求額

(1) 一般会計

第1 テロ対策と緊急事態への対処	428億円+頼拠(元年度 333億円)
第2 サイバー空間の脅威への対処	49億円(元年度 39億円)
第3 客観証拠重視の捜査のための基盤整備	130億円+頼拠(元年度 134億円)
第4 組織犯罪対策の推進	47億円(元年度 46億円)
第5 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進	37億円(元年度 35億円)
第6 安全かつ快適な交通の確保	243億円+頼拠(元年度 221億円)
第7 警察基盤の充実強化	421億円+頼拠(元年度 319億円)
1 人的基盤の充実強化	11億円(元年度 10億円)
・ 地方警察官の増員	159人
・ 国家公務員の増員	170人
2 装備資機材・警察施設の整備充実	410億円+頼拠(元年度 309億円)
(2) 東日本大震災復興特別会計	12億円(元年度 4億円)

3 組織改正

府令事項の組織6項目を要求予定

1 今回事案発覚までの経緯等

H24. 11 証拠品管理センターの運用開始に向けた取組として、府下警察署の証拠物件の確認作業を実施したところ、羽曳野署ダクト室において、証拠品・捜査書類等を発見

H26. 7 その後も他の警察署で同様の実態が判明したため、府下全所属を対象とした自主点検を実施

H28. 6 大阪府警が不適正管理の調査結果等を公表

2 今回事案の経緯

H30. 12 羽曳野署において捜査書類等を発見

H31. 2 曾根崎署において捜査書類を発見

H31. 3 黒山署、天満署において捜査書類を発見

3 調査結果

各署において、計35件を送致したが、これらは、前回点検時において、ごく一部を除いて既に時効が完成しており、送致すべきものだったにもかかわらず、担当者の誤解で点検の対象に含まれず、送致に至らなかったもの。

(1) 羽曳野署 22件

(2) 曾根崎署 8件

(3) 黒山署 2件

(4) 天満署 3件

公安委員会	第25回参議院議員通常選挙の	令和元年8月22日
説明資料No. 8	違反取締りについて	刑 事 局

1 検挙状況（8月20日（期日後30日）現在）

区分 態様別	25回(今回) R1.8.20現在				24回(前回) H28.8.9現在				前 回 比			
	事件数	件数	人員	逮捕	事件数	件数	人員	逮捕	事件数	件数	人員	逮捕
買 収	1	4	8	0	7	41	44	11	-6	-37	-36	-11
自由妨害	19	21	19	9	24	29	24	17	-5	-8	-5	-8
投票干渉	3	3	3	0	7	7	8	0	-4	-4	-5	0
詐偽投票	5	5	6	0	3	3	3	0	2	2	3	0
投票偽造	1	1	5	4	0	0	0	0	1	1	5	4
戸別訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文書違反	7	7	10	0	2	2	3	0	5	5	7	0
そ の 他	1	1	1	0	8	8	8	1	-7	-7	-7	-1
合 計	37	42	52	13	51	90	90	29	-14	-48	-38	-16

(注) 25回及び24回の検挙状況は、いずれも期日後30日現在のものである。

2 主な検挙事例

- 特別養護老人ホーム施設長らによる投票偽造事件（鹿児島県警）
- 運動員による現金買収事件（大阪府警）
- 組織的な法定外文書頒布事件（京都府警、島根県警 等）

公安委員会 説明資料No. 9	令和元年度警察庁総合防災訓練の 実施について	令和元年8月22日 警 備 局
--------------------	---------------------------	--------------------

1 概要

「令和元年度総合防災訓練大綱」（令和元年5月31日中央防災会議決定）に基づき、「防災の日」を中心とした「防災週間」（8月30日から9月5日まで）に各種訓練を実施するもの。

2 国家公安委員会・警察庁における訓練

(1) 実施日

令和元年8月30日（金）及び9月1日（日）

(2) 想定

- 午前7時10分頃、首都直下地震が発生
- 地震の規模はマグニチュード7.3、東京都で最大震度7を観測
- 地震に伴う津波は、東京湾内湾、相模湾、三浦半島で約1mと予想

(3) 訓練の行程

国家公安委員会・警察庁訓練	政府訓練（参考）
<p>【8月30日（金）】</p> <p>07:10 発災 安否確認訓練（全職員） 非常参集訓練（9/1に参集する者以外）</p> <p>【9月1日（日）】</p> <p>07:10 発災 緊急連絡訓練 非常参集訓練（総合対策室への参集予定者） 幹部緊急輸送訓練</p> <p>09:40 緊急災害警備本部設置運営訓練 10:00 国家公安委員会臨時会議開催訓練</p>	<p>【9月1日（日）】</p> <p>07:10 発災 閣僚徒歩等参集訓練 08:25 緊急災害対策本部会議 08:55 臨時閣議 09:00 総理記者会見 （防災担当大臣立会） 10:00 総理・防災担当大臣による 現地調査訓練 千葉県船橋市の九都縣市合同 防災訓練を視察</p>

3 都道府県警察等における訓練

「防災週間」の期間中、31都府県警察及び皇宮警察本部において、警察職員約10万人が、地方公共団体等が主催する防災訓練に参加予定（ヘリコプター31機、船舶3隻、車両560台含む。その他の16道府県警察は、「防災週間」の期間以外の日に実施。）。